

新型コロナウイルス感染症の影響に起因した経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号（イ）①～⑬の認定について

《認定要件》

セーフティネット保証5号の指定業種（以下「指定業種（※1）」という）に属する事業を最低1つは営んでおり、原則として最近3か月（※2）の企業全体の売上高等が前年同期比5%以上減少している上で、以下の要件を満たしていること。

- ・認定要件 イ-①
指定業種に属する事業のみを営んでいる。
- ・認定要件 イ-②
主たる事業（※4）の属する業種が指定業種であり、その事業の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。
- ・認定要件 イ-③
指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少しており、その減少額が企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対して5%以上減少している。

- ※1 指定業種…日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類で指定済の業種。詳しくは中小企業庁のホームページを参照。
- ※2 最近3か月間…申請月の前々月を含む3か月間 ※3 最近1年間…申請月の前々月を含む1年間
（「最近3か月間」と「最近1年間」における直近の月は同じになります。）
- ※4 主たる事業…原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業。

※最近1か月とは、原則として申請月の前月を指します。

※①～⑬のどの要件に当てはまるかは、市ウェブページの様式掲載欄、又は事業要件フローチャート及び様式早見表で確認して下さい。

《手続きについて》

- ① 金融機関等に利用の相談をしてください。
市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書・補助資料を作成して下さい。
- ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
国からの要請により、申請は金融機関の代理申請を原則としております。
申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
- ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
- ④ 認定証の有効期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申請をして下さい。

《必要書類》

書 類	備考・注意事項	✓欄
① 認定申請書	円単位で表記のこと。 ※業態や、業歴の条件緩和により書式が異なるため注意。	
② 認定申請書補助資料	実印を押印すること。記載内容について確認資料を添付すること。	
【法人・個人共通】 ③ 確定申告書（直近1期分）【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告） 【法人】決算書及び法人事業概況説明書 を併せて添付すること。	
④ 売上高等の実績が確認できる書類【写し】	事業毎・月毎の売上内容が分かる資料を添付すること。 （試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等）	
⑤ 事業毎の最近1年間の売上が確認できる資料	認定要件イ-②の申請の場合は必須。 ※その他の認定要件の場合は不要ですが、必要に応じて求めることがあります。	
⑥ 委任状（任意様式）	代理人が認定申請手続きを行う場合は添付すること。 ※金融機関等が代理人となる場合、担当者個人を代理人と定め、委任された担当者以外での提出や受領は行わないこと。 ※代理人や作成日の未記載等、不備がある場合は受付不可。	
【法人】 商業登記簿履歴事項全部証明書【写し】	3ヶ月以内に発行されたもの。 ※インターネット取得のものでも可。	

注1）認定書の発行によって融資を確約するものではありません。別途金融機関及び信用保証協会の審査があります。

注2）必要に応じて、上記以外の書類を求めることがあります。